

唐津市では、安心安全のまちづくりを促進するため、老朽化し危険となった空き家等を除却する場合、その費用の一部を補助します。

○補助金の交付を申請できる方

- 所有者または所有者の相続人で、所有権者およびその世帯全員が住民税非課税で、かつ市税等に滞納がないもの
- 営利目的ではない者
- 所有権者が複数いる場合、除却について全員の同意が得られているもの
- 「唐津市空家空地等の適正管理に関する条例」における勧告や命令をうけていないもの
- 過去にこの事業を受けたことがないもの

○対象となる建築物

- 唐津市内にあるもの
- 周辺の住環境に悪影響を与え、放置されている空き家
- 事前調査による危険度判定の結果、基準を満たしたものの
- 木造（一部の軽量鉄骨造も含む）の住宅
- 併用住宅の場合は延床面積の2分の1以上が居住用であったもの
- 土地および建物について、すべての権利が明確であり、所有権以外の権利が設定されていないもの
- 補助を受ける目的で故意に破損させたものでないこと

○対象となる工事

- 唐津市内の登録業者（唐津市二建設工事の競争入札参加資格登録がある）に工事を発注するもの
- 住居の建替えや土地の譲渡を目的としていないもの
- 建築物のすべてを除却する工事であること

【ご注意】

補助金の交付決定前に工事契約を締結し、または工事に着工している場合や、立退き補償やほかの事業の補助金を受けようとする工事は、この事業の対象にはなりませんのでご注意ください。

○助成金額

除却工事費用の2分の1

ただし、50万円を上限とします。

○その他の付帯条件

事業完了後2年間は、住居の建設および敷地の有償譲渡に制限がかかります。

この事業による補助制度の利用を希望される方へ

- 空き家の管理は、所有者等自ら行うことが大原則です。
- 申請の前には、事前相談・調査が必要です。事前調査を行った場合、補助金交付対象の如何にかかわらず、「唐津市空家空地等の適正管理に関する条例」による行政指導の対象となる場合があります。
- 建築物の除却後は、住宅用地にかかる固定資産税の特例がなくなり、土地の固定資産税額が翌年度より増額になる場合があります。

○補助金交付の流れ

①事前相談（事前調査の申し込み）

申請しようとする空き家が事業の対象となるか判定するために、家屋等の事前調査を受ける必要があります。
まずはご相談ください。

②補助金交付の申し込み

調査の結果、事業の対象となる空き家と判定された場合のみ、補助金交付の申し込みが可能となります。
必要書類を添えて、お申し込みください。

③工事の契約・着工

提出書類を審査し、補助金交付決定を行います。決定通知を受け取るまでは、契約・着工はできませんので、ご注意ください。

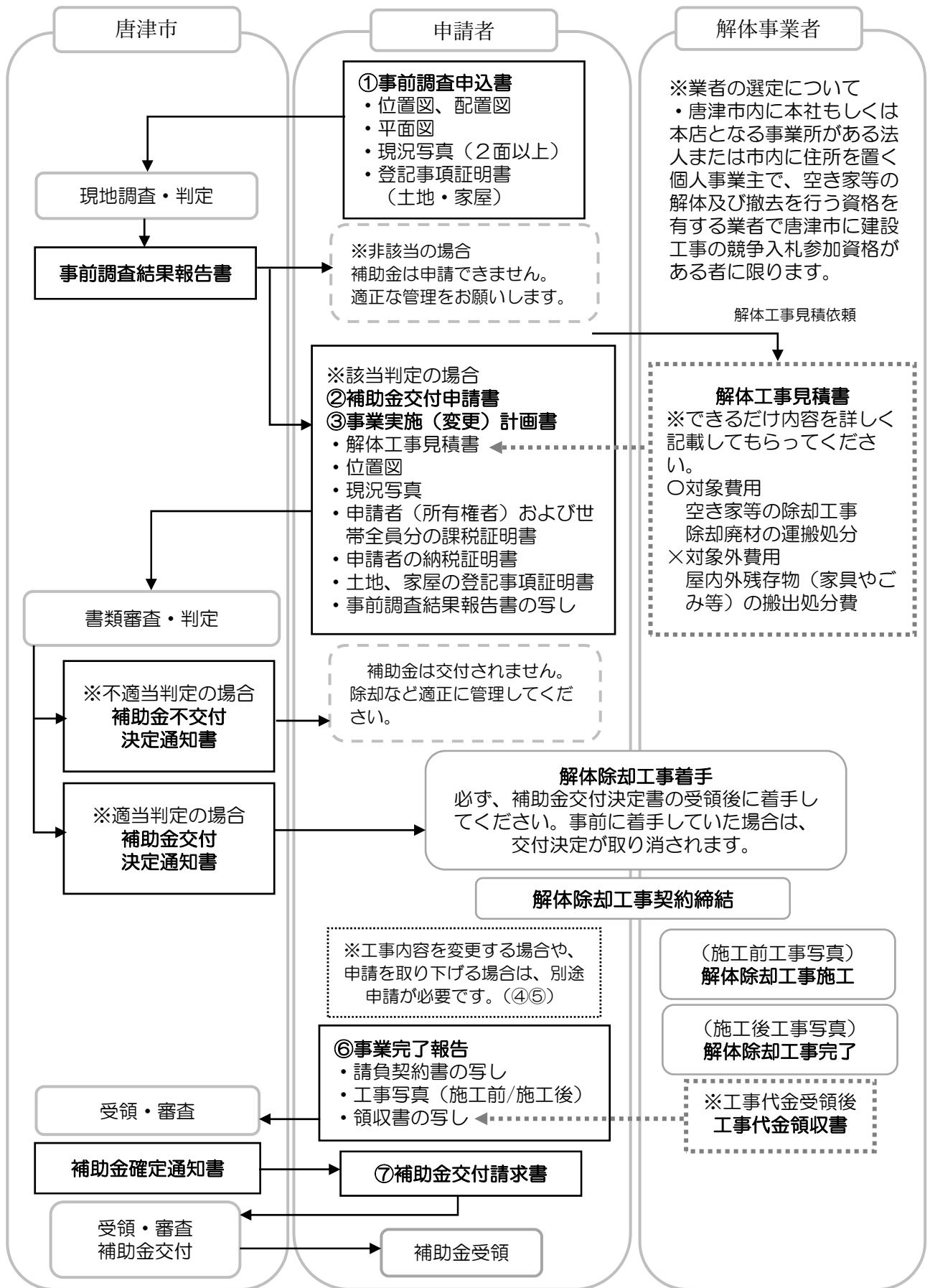
④工事完了報告

除却工事の完了後、30日以内に工事代金領収書の写し等の必要書類と共に、完了報告書を提出していただきます。審査後、補助金確定を行い通知します。

⑤補助金交付請求書・補助金受領

確定通知を受けたのち、補助金請求書を提出していただきます。請求書の受領後、およそ3週間ほどで、補助金の振り込みが完了します。

唐津市老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付の流れ



唐津市

申請者

解体事業者

現地調査・判定

事前調査結果報告書

書類審査・判定

※不適当判定の場合
補助金不交付
決定通知書

※適当判定の場合
補助金交付
決定通知書

受領・審査

補助金確定通知書

受領・審査
補助金交付

①事前調査申込書

- ・位置図、配置図
- ・平面図
- ・現況写真（2面以上）
- ・登記事項証明書（土地・家屋）

※非該当の場合
補助金は申請できません。
適正な管理をお願いします。

※該当判定の場合

②補助金交付申請書
③事業実施（変更）計画書

- ・解体工事見積書
- ・位置図
- ・現況写真
- ・申請者（所有者）および世帯全員分の課税証明書
- ・申請者の納税証明書
- ・土地、家屋の登記事項証明書
- ・事前調査結果報告書の写し

補助金は交付されません。
除却など適正に管理してくだ
さい。

解体除却工事着手

必ず、補助金交付決定書の受領後に着手してください。事前に着手していた場合は、交付決定が取り消されます。

解体除却工事契約締結

※工事内容を変更する場合や、申請を取り下げる場合は、別途申請が必要です。（④⑤）

⑥事業完了報告

- ・請負契約書の写し
- ・工事写真（施工前/施工後）
- ・領収書の写し

⑦補助金交付請求書

補助金受領

※業者の選定について

- ・唐津市内に本社もしくは本店となる事業所がある法人または市内に住所を置く個人事業主で、空き家等の解体及び撤去を行う資格を有する業者で唐津市に建設工事の競争入札参加資格がある者に限ります。

解体工事見積依頼

解体工事見積書

※できるだけ内容を詳しく記載してもらってください。

○対象費用

- 空き家等の除却工事
- 除却廃材の運搬処分

×対象外費用

- 屋内外残存物（家具やごみ等）の搬出処分費

（施工前工事写真）
解体除却工事施工

（施工後工事写真）
解体除却工事完了

※工事代金受領後
工事代金領収書